

ルールレビューのOJT

～リーガルチェックのマストアイテム 「法制執務」の世界を知ろう～

会規制定委員会

青木 優子 Aoki Yuko (46期)



こんにちは。会規制定委員会です。

当委員会は、委員会や執行部から上がってくる当会の規程（会則、会規、規則、細則等）の新規制定案や改正案のチェックを担当しています。刑事弁護委員会や法律相談センター運営委員会のような現業系ではないためか、普段の弁護士業務とは縁遠い存在に見られがちで余り人気はありませんが、実は当委員会の業務は弁護士業と結構深く関係しています。

知ってますか？「法制執務」

皆さんは、「法制執務」という言葉をご存知でしょうか。

「法制執務」とは、公務員が法令等の案文を起草する事務、つまり、法令の新規制定や改正のための実務的な作業を指す言葉です。国の立法では、内閣府や衆参両院に設置されている法制局が、各省庁や議員などの立案担当者が作成した草案を、提案理由書に記された立法趣旨や立法事実を照らして、タテヨコナナメ、裏表、ありとあらゆる方向から、それこそ重箱の隅を突つつくように細かく検

討し、国会に提出する「法案」に仕上げていくのですが、立案の段階から法制局での検討まで、全ての作業が共通のルールに則って行われており、このことは、当委員会のチェックでも基本的に変わりありません。

例えば、よく知られている「及び」と「並びに」や、「又は」と「若しくは」の使い分けは法制執務上のルールです。そして、3つ以上の用語の連結や、3段階以上の連結の場合にどう表記すればよいかも当然決まっているほか、期間の始期の初日算入、不算入の書き分けや、「者」と「もの」の使い分け、条、項、号と下りていくときの付番などについても決まりがあります。

リーガルチェックの有効ツール

弁護士は、依頼者から契約書や就業規則等の法的文書の作成やリーガルチェックの依頼を受けることがよくありますが、裁判所は基本的に法制執務のルールに従って文言を解釈しますから、このルールを知らないまま契約書を作成すると、万一、紛争になった場

合に、こんなつもりではなかったということになりかねません。これほど極端な例でなくても、法令には立法趣旨を満たすために過不足のない内容であること、その文言は可能な限り一義的に明確であることが求められますから、当委員会の業務は、契約書等の作成やリーガルチェックの格好のトレーニングになります。また、任期付公務員として公共団体等での執務を検討している方には法制執務についての基礎知識は必須でしょう。

会務に関していえば、現業系の委員会では、担当事業の関係で、しばしば委員会関連の規則や細則等の制定、改正が行われます。そのためには、まず、当委員会の承認が必要になりますが、法制執務のルールや当会の規程の構造を知っていれば、承認手続を円滑に進めることができます。

というわけで、今回から6回にわたって、法制執務のルールや当会の規程の構造についてご紹介していきたいと思いますので、最後までお付き合いいただければ幸いです。

